

(仮称) 日野市における障害への差別の解消を推進
するための基本方針（骨子案）

- 1 基本方針策定の目的〔趣旨〕
- 2 基本方針の基本的な考え方
 - ①障害者施策を実施するための基本理念
 - ②定義
 - 障害者
 - 障害を理由とする差別
 - 社会的障壁
 - ③市の役割（責任）
 - ④市民及び事業者等との協働
- 3 基本方針に係る対象分野
 - ・日常生活及び社会生活全般に係る分野（雇用分野を除く）
 - 例：福祉、医療保健、教育、文化・スポーツ、公共施設、公共交通、情報、防災等）
- 4 不当な差別的取扱い
 - ・不当な差別的取扱いの基本的な考え方
 - 行政機関、事業者等は禁止
 - ・不当な差別とならば正当な理由の判断について
 - *検討：〔事例〕：別添「事例集」若しくは「解釈」として作成するか
- 5 合理的配慮
 - ・合理的配慮の基本的な考え方
 - 行政機関は義務、事業者等は努力義務
 - ・過重な負担の基本的な考え方
 - *検討：別添「事例集」若しくは「解釈」として作成するか
- 6 市等が講ずべき基本的な事項
 - ・基本的方向性
 - 職員が適切に対応できるようにする取組み
 - ・日野市職員対応要領の作成を検討（障害のある方の意見の反映）
 - 市からの情報提供の在り方
 - 職員への研修・啓発他

- ・ 情報発信について
 - 市内の差別事例等の収集とそれらの情報の提供
- ・ 環境の整備－ユニバーサル条例・公共施設等総合管理計画によるハード面の対応
- ・ 啓発活動－差別を生まない環境づくり
 - (市民・事業者の障害に関する理解の促進)
- ・ 障害者保健福祉ひの6か年プランへの反映
- ・ 相談体制について
- ・ 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営
 - (障害者差別解消法17条)

7 事業者が講ずべき基本的な事項

- ・ 基本的な考え方
 - 各事業分野を所管する主務大臣の作成した「対応指針」により対応

8 その他、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策について